

令和7年度
閲覧設計書

工 事 名	鹿児島港(谷山二区)改修工事(R6-1工区)
工 事 箇 所	鹿児島市谷山港二丁目地内
港 湾 名	鹿児島港
工 期	令和8年3月18日限り

【 閲覧設計書内訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	河川港湾課 鹿児島港係
-------	-------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認	ホームページ
------	--------



特記仕様書

工 事 名： 鹿児島港（谷山二区）改修工事（R6-1工区）

工事場所： 鹿児島市谷山港二丁目地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (1) 土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年3月) |
| (2) 土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年4月) |
| (3) 土木請負工事必携 | (鹿児島県土木部・令和7年3月) |
| (4) 工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5) 港湾工事共通仕様書 | (国土交通省港湾局監修 令和7年3月) |
| (6) 道路事業の手引きなどの各主務課で発行したもの | (鹿児島県土木部長) |
| (7) その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			—
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			—
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	○
		・本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年〇月〇日以降に請求することができる。			○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	○
		・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。			○
	契約工期	・契約工期は、令和8年3月18日限り。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・繰越予定工事⇒繰越承認後の工期は〇〇日間を予定している。			—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
		〇〇日、令和〇年〇月〇日まで			—
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事（港湾漁港工事は除く）	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	○
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	—
	特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	○
		・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			—
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	○
		・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）			—
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-	1-8 11-71	○
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	—
		①工事全体で制約			—
		②現道上の工種で制約			—
		③積算しない			○
	現場環境改善 （イメージアップ）	・現場環境改善の適用工事 ※港湾・漁港工事は、第3条 その他に記載事項あり	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
(基本事項)	CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-72	○
	地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-31	11-82	—
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
	三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事 ・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	— ○
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 鹿児島地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 090-3194-0689	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
	環境改善 （工事編）	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
	ICT活用工事 ※第3条 その他に記載 事項あり	・発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	—	—
		・受注者希望型（土工）			—
		・受注者希望型（作業土工（床掘））			—
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））			—
		・受注者希望型（小規模土工）			—
		・受注者希望型（法面工）			—
		・受注者希望型（舗装工）			—
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））			—
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）			—
		・受注者希望型（地盤改良工）			—
		・受注者希望型（河川浚渫工）			—
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））			—
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部工））			—
		・受注者希望型（基礎工）			—
		・受注者希望型（擁壁工）			—
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）			—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
工事関係	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)			共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○	
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について			共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○	
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事			共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○	
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について			共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○	
建設副産物	再資源利用計画の掲示（搬入工事）	・土砂500m3以上、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、砕石を利用する工事			特記事項	－	－	
	再資源利用促進計画の掲示（搬出工事）	・コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などを搬出する工事					○	
	建設リサイクル法 ①分別解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	－	
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	－	／
		②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	■手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
		特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	木材		鹿児島県リサイクル(株)	鹿児島市下福元町字金見山1987（L=15.2km）				
	建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	－
①指定副産物	コンクリートフロート	(株)鹿児島美掃	鹿児島市小野町3263	L=15.2km				
	フロート（発泡スチロール）	(株)三純建設	鹿児島市五ヶ別府町	L=12.8km				
	樹脂製ホース	(株)三純建設	字神松迫3647-14	L=12.8km				
②一般廃棄物								
その他	関係機関との協議	・本工事については、小型船舶利用者と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。			共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85	○	
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。			共通仕様書 11-7-2-4	11-85	－	
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画※鹿児島県域路上工事縮減対策協議会HP参照			特記事項	－	－	
	①ゴールデンウィーク・お盆・年末年始			○				
	②交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）			○				
	③年度末（抑制期間）			○				
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。			共通仕様書 1-1-1-18	1-12	－	
現場発生品名		引渡場所		／				

第3条 その他

1 (契約数量)

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2 (出来形確認)

受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

3 (長期休暇期間の連絡体制等)

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。
また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

4 (ICT活用工事理由書)

(1) ICT活用工事による施工を希望しない場合は、今後のICT活用工事の普及の参考とするため、「ICT活用工事を希望しない(できない)理由書」を記入し、電子(エクセル)データにて監督員に提出すること。
(2) 前項の「理由書」は、鹿児島県鹿児島地域振興局建設部のホームページから取得できる。

5 (クレーン類の賃料)

ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

6 (産業廃棄物税)

本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

7 (各種様式及び要領等)

本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページ(>分類から探す>社会基盤>公共事業>技術管理・検査)から取得できる。

8 (工事履行報告書)

毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真(全景又は代表部分)を監督職員へ提出すること。

9 (港湾・漁港工事における工事現場の現場環境改善実施)

- (1) 工事現場の現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所および作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- (2) 現場環境改善については、別表－１の中から概ね５つの内容を選択し実施するものとする。
- (3) 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- (4) 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
- (5) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- (6) 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－１]

計上費目	実施する内容
仮設備関係	仮設備の設置，美装化に要する費用 1 垂れ幕(横断幕) 2 工事看板(説明板・案内板・PR看板) 3 緑化・花壇(椅子・ベンチ含む) 4 ライトアップ
安全関係	安全器具の美装化，清掃に要する費用 1 器具美装化[バリケード，転落防止柵(足場・安全ネット)] 2 工事標識 3 安全標識照明 4 安全器機(カラーコーン・回転灯) 5 安全具(救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器) 6 清掃費，熱中症予防，防寒対策
役務関係	現場環境改善に係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
営繕関係	現場施設の美装化，行事等の開催に要する費用 1 施設美装化(現場事務所・現場休憩所・作業員宿舍) 2 インフォメーション施設の設置および管理運営 3 行事の開催
防災・危機管理関係	防災訓練に要する費用 1 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)に使用する作業船・重機の燃料費) 2 回航えい航費・運搬費 3 資機材の費用
担い手育成関係	現場見学，インターンシップ，出張講座等に要する費用 1 現場見学会の開催・見学用設備 2 パンフレット・工法説明ビデオ 3 出張講座の資料作成

[別表－２]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇，パンフレット・工法説明ビデオ，その他（完成予想図，工法説明図，工事工程表など他の工事に転用できない物）	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
- 2 類似品は，上表損耗率を準用できる。
- 3 一工事において，損耗率が100%を超える場合は，上限値は100%とする。
- 4 設置月数は，工程から求めるものとし，0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし，15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善実施計画書

(工事名) ○○年度 ○○○○工事 (○○工区)

(工事場所) ○○市○○地内

項 目	現場環境改善 を含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
仮設備関係							
購入品	A	B	A-B	D	N	M	C*D*N*M
リース品	A	B	A-B	—	N	M	C*N*M
安全関係							
役務関係							
営繕関係							
防災・危機管理関係							
担い手育成関係							
合計							

10 (その他)

浮栈橋の仕様については、別添「新設 小型船浮栈橋仕様書」のとおりとする。

製作した浮栈橋や現場から撤去した連絡橋については、以下の2箇所を仮置き場所として検討している。詳細については、工事契約後に改めて協議を行うこととする。

- 鹿兒島港新港区 新港2号上屋
- 鹿兒島港谷山一区 南栄5丁目野積場

鹿児島港（谷山二区）改修工事（R 6－1 工区）

新設 小型船浮棧橋仕様書

※今回の対象は，C2，C1 の 2 バースである。

鹿児島県鹿児島地域振興局

建設部河川港湾課

1. 新設小型船浮棧橋の仕様

新設する小型船浮棧橋の仕様は、次の通りとする。

- ・用途： 常時係留、荒天時係留利用
- ・対象クラス： C2, C1 (7.0m 級)
- ・バース数： C2, C1 (2 バース)

【新設浮棧橋】

バース名	施設規模	係留船舶数	備 考
C 4, C 3	3.1m×30.0m	7.0m×9 隻×両側=18 隻	係留ビーム係留

- ・乾舷高： 浮棧橋無載荷時=0.50m、群衆荷重載荷時=0m 以上
浮棧橋半載時の傾き角度 $\tan \theta < 1/10$ 以下
- ・連絡橋： 既設鋼製連絡橋を修繕後再利用(1 基) 許容勾配 1:4 (LWL 時)
幅員=0.75m×橋長=14.45m

また、係留杭に対する防食方式は、以下の通りとする。

- D. L+5.50m~-1.00m：ペトロラタム被覆防食 (FRP カバーはフランジレスタイプ)
- D. L-1.00m~海底地盤面：電気防食 (50 年耐用型)

2. 設計条件

(1) 設計潮位

H. H. W. L +4.287

H. W. L +2.800

L. W. L ±0.00

(2) 波浪条件

1) 激浪時

有義波高 (H1/3)	: 0.3 m
最大波 (Hmax)	: $1.8 \times 0.3 = 0.54$ m
周期 (T1/3)	: 2.11 sec
風速 (U10)	: 38 m/sec
海上3m風速	: 32 m/sec

2) 常時

有義波高 (H1/3)	: 0.5 m
最大波 (Hmax)	: $1.8 \times 0.5 = 0.9$ m
周期 (T1/3)	: 2.73 sec
設計風速 (U10)	: 12 m/sec
海上3m風速	: 10 m/sec

(3) 上載荷重 (安定照査・部材照査) 以下の通りとする。

・主棧橋 = 300N/m²

・連絡橋 = 1,000N/m²

「プレジャーボート用浮棧橋簡易係留マニュアル」より

(4) 生物付着量

生物付着量は、以下の通りとする。

・生物付着量=80N/m²

「漁港・漁場の施設の設計参考図書」2015 年版 P580

3. 準拠基準

- ・「プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアル」平成 31 年 12 月（社）日本マリーナ・ビーチ協会
- ・「プレジャーボート用簡易係留施設設計マニュアル」平成 14 年 9 月（社）日本マリーナ・ビーチ協会
- ・「港湾の施設の技術上の基準・同解説」H11 年 4 月（社）日本港湾協会
- ・「港湾の施設の技術上の基準・同解説」H30 年 5 月（社）日本港湾協会
- ・「港湾構造物 防食・補修マニュアル（2022 年版）」沿岸技術研究センター
- ・「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集
- ・「海域における土木鋼構造物の電気防食指針（案）・同解説」建設省土木研究所
- ・「日本工業規格（JIS）」

4. 施設および工事の仕様

6-1 浮棧橋

1) 浮棧橋

- ・プレジャーボート用のものとして国土交通省港湾局（旧運輸省）より「港湾に係わる民間技術の評価証」等、公的機関から技術、品質評価を得ている製品とする。

2) 基本構造

- ・アルミフレームセパレート式とし主部材の耐用年数は 30 年以上を有するものを使用すること。
- ・メンテナンスはフリーとする。可動部、摩擦部については点検及び交換が、容易に行える構造とすること。

3) 主要構造材（メインフレーム）

- ・材質は JIS 規格品とし、耐候性アルミニウム合金（A6005C-T5）を使用する。
棧橋に作用する応力に耐え得る強度を有する事とし、サイズは 190×110mm 以上、とすること。
- ・クリート等の付属施設の位置変更、追加が出来るように長軸方向にスライド可能な構造とすること

4) フロート（浮力体）

- ・フロートは、浮棧橋に使用して 30 年以上の実績を有し、重心位置を下げ安定感を確保するとともに紫外線劣化が発生しない外皮は繊維補強複合コンクリート内部は発泡スチロールとする。
樹脂製フロートを用いる場合は、耐用年数が 30 年以上である施工実績証明及び実績表を添付し証明を行うものとする。また、樹脂製フロートを用いる場合もフロート内部には発泡スチロールを充填した浮沈フロート仕様とすること。
- ・フロート固定ボルトは SUS304 としフロートに内蔵させ、脱落が発生しない対策を施したものとすること。
- ・係留ビームのフロートについては別仕様とする。

5) デッキ材

- ・安全な歩行を確保するため、降雨時等でも滑らない処理を行う。
- ・デッキ材を用いる場合は、JIS A 5741 に規定される性能を確保する。
また耐候性を有し、静電気対策のため木質が 5 1 %以上の配合されたものとし、腐食が想定される天然木は使用しない。
- ・デッキ材に用いる人工木材は、紫外線による色落ちの抑制及び表面温度上昇を抑制（概ね 5～10° の昇温抑制）する耐紫外線を有し、遮熱性をもった材料を使用すること。
- ・工場出荷時の静電気帯電量は、2kVA 以下とし、検査証明書を提出すること。
リベット、ビス止めの場合は、床面から浮いて歩行に支障をきたさないように配慮すること。
- ・デッキ材は維持管理面から必要に応じて取外しが可能な構造とする。

6) 防舷材

- ・合成ゴムもしくは特殊樹脂製とし、容易に取替ができる構造とすること。
- ・断面形状は、船舶の接舷力を緩和しやすい D 型とすること。
- ・色は船舶への着色防止のため、白色系とすること。

7) クリート

- ・材質はアルミニウム合金鋳物とすること。
- ・係留船舶との接触を避けるため、棧橋内側に 60 度傾いたものを使用すること。
- ・取り付けボルト、ナットはステンレス製とし、交換が容易にでき、施工後も容易に位置変更ができる構造とすること。

8) 係留装置

- ・フレームの材質は耐候性アルミニウム合金（A6005C-T5）とすること。
- ・ローラーを使用するなど、摩擦によって杭本体をできるだけ傷めないよう配慮する。
- ・ローラーは消耗品であることから、取替が容易にできるよう配慮すること。

9) 係留ビーム

- ・フレームの材質は耐候性アルミニウム合金（A6005C-T5）とすること。
- ・フロートは外皮：樹脂製、内部：発泡スチロールのものを使用する。
- ・ビームの取付はメイン栈橋にヒンジにて取付けを行うものとする。
- ・ビームにはクリートを取付、船舶上より容易に係留を行えるようにすること。

10) その他事項

- ・鋼材は、国内での調達が容易な JIS 規格品を使用すること。
- ・使用材料は環境へ悪影響を及ぼす恐れが無いものを使用すること。
- ・破損時に部品、部材の交換が容易な構造とすること。